

NO. 608  
平成24年(2012)  
11/22(木)



小笠原 —OGASAWARA—

村民だより

編集・発行 小笠原村総務課  
〒100-2101  
東京都小笠原村父島字西町  
TEL 04998 (2) 3111  
FAX 04998 (2) 3222

ホームページアドレス  
<http://www.vill.ogasawara.tokyo.jp>

選挙特集号

12月16日(日)は東京都知事選挙  
衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査の投票日です  
＜母島は12月15日(土)繰上投票＞

【選挙日程】

東京都知事選告示日	11月29日(木)	
衆議院議員選公示日	12月4日(火)	
繰上投票日(母島)	12月15日(土)	午前7時から午後8時まで
投票日(父島)	12月16日(日)	午前7時から午後8時まで
開票日	12月16日(日)	午後9時から(即日開票)

【投票所】 父島：小笠原村地域福祉センター 母島：母島村民会館

◎投票所へは投票入場券を持参してください。

(入場券が投票日前日になっても届かない場合や、記載事項に誤りがある場合はご連絡ください。)

最近、転入届を出された方 および 20歳になられた方へ、あなたは有権者でしょうか？

あなたの  
生年月日は？ → 平成4年12月18日以降 → 投票できません  
→ 平成4年12月17日以前

↓  
小笠原村に転入の  
届出をしたのは  
いつですか？ → 平成24年9月3日以前 → 小笠原村で投票できます  
(村外において不在者投票をされる方は裏面をご覧ください)  
※東京都知事選挙は都外へ転出すると投票できなくなります。  
→ 平成24年9月4日以降

★東京都知事選挙

↓  
以前の住所は東京  
都内ですか？ → 都外 → 投票できません

↓  
都内 → 前の住所地で投票となります  
※東京都知事選挙を前の住所地で投票する場合(都内の住所移転が1回の方に限ります)は、現住所地の区市町村長(小笠原村長)の発行する証明書または住民票の写しが必要です(無料で請求できます)。

★衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査

↓  
前の住所地で投票となります

前住所地から投票用紙を取り寄せて小笠原村で不在者投票を行う場合は、前住所地の選挙管理委員会宛に投票用紙の請求が必要です。12月9日東京発のおがさわら丸で投票用紙が必ず届くようお早めに請求してください。詳しくは選挙管理委員会にお早めにお問い合わせください。

**【期日前投票制度について】**

投票日当日に投票所へ行けない方は、期日前に投票をすることができます。

期日前投票は、投票日前であっても投票日当日と同じように投票することができる制度です。

期日前投票所へは、投票所入場券を持参してください。

《投票の対象者》 投票を行う日に選挙権を有している方（「宣誓書」の提出が必要です。）

《期日前投票の場所と期間》

父島：村役場総務課 11月30日(金)～12月15日(土) 午前8時30分～午後8時

母島：母島支所 11月30日(金)～12月14日(金) 午前8時30分～午後6時

※衆議院議員選挙は12月5日(水)から、最高裁判所裁判官国民審査は12月9日(日)から期日前投票が可能となります。全ての投票を1回で済ませたい方は12月9日(日)以降にお越しください。

**【11月29日(木)以降、父島～母島間で転居された方の投票について】**

◎父島から母島へ転居された方：12月16日(日)の投票日に父島で投票となります。

※12月14日(金)までに母島で期日前投票を行うこともできます。

◎母島から父島へ転居された方：12月15日(土)の繰上投票日に母島で投票となります。

※12月15日(土)までに父島で期日前投票を行うこともできます。

☆ 期日前投票の受付場所・時間を以下の表でご確認ください。

(○ = その場所において期日前投票できます。 × = 期日前投票できません。)

	期 日 前 投 票 場 所	11月30日(金) ～12月14日(金) <small>(※衆議院議員選挙は12月5日～ 最高裁判所裁判官国民審査は12月9日～)</small>	12月15日(土) 母島繰上投票日
父島から母島へ 転居された方	父島 村役場 (8:30～20:00)	○	○
	母島 母島支所 (8:30～18:00)		×
母島から父島へ 転居された方	父島 村役場 (8:30～20:00)	○	○
	母島 母島支所 (8:30～18:00)		×

**【小笠原村以外の区市町村で不在者投票をされる方へ】**

◎ 11月29日(木)までに 村役場総務課または母島支所へ“不在者投票”の投票用紙の請求を行ってください。  
(所定の請求書に必要事項を記入して提出してください。)

◎ 郵送で請求される場合は、11月27日(火)東京発のおがさわら丸に間に合うよう、余裕を持って請求してください。

◎ 請求いただいた投票用紙は、滞在先へ郵送されます。請求の時期が遅くなると、投票用紙が滞在先に届くのも遅くなり、投票できる期間が限られてしまいますので、請求はお早めにお済ませください。

◎ 投票用紙が到着したら、本人が直ちに滞在先の区市町村選挙管理委員会(指定病院(※不在者投票を行うことができる施設)に入院の方は入院先の病院長等)に持参し、係員の指示に従って投票してください。

◎ 不在者投票は次の日から行うことができます。

・東京都知事選挙 11月30日(金)

・衆議院議員選挙 12月5日(水)

・最高裁判所裁判官国民審査 12月9日(日)←こちらの投票は、船便の都合により村外での不在者投票が日程的に難しくなっていますので、あらかじめご了承ください。

◎ 投票後は、投票を行った選挙管理委員会等から小笠原村へ送致されます。

◎ 12月9日(日)竹芝出港のおがさわら丸に郵送で間に合うよう、余裕を持ってお済ませください。

この便より後になりますと、おがさわら丸の運行状況によっては投票が無効になる可能性もありますのでご注意ください。